

令和5年第2回定例会 総務文教常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和5年7月19日(水) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書
請願第3号 平和、いのち、くらしを壊す大軍拡、大增税に反対する請願
議第74号 村上市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定について
議第75号 村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第76号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議第77号 防災行政無線(同報系)設備更新工事の工事請負契約の締結について
議第78号 村上市消防本部庁舎高圧受変電設備及び非常用発動発電設備更新整備工事の工事請負契約の締結について
- 4 出席委員(7名)
 - 1番 上村正朗君
 - 2番 山田勉君
 - 3番 鈴木いせ子君
 - 4番 佐藤重陽君
 - 5番 三田敏秋君
 - 7番 高田晃君
 - 8番 小杉武仁君
- 5 欠席委員(なし)
- 6 地方自治法第105条による出席者
副議長 大滝国吉君
- 7 委員外議員(2名)
稲葉久美子君 川村敏晴君
- 8 オブザーバーとして出席した者(なし)
- 9 説明のため出席した者
副市長 忠 聡君
政策監 須賀光利君
総務課長 東海林 豊君
同課参事 榎本治生君
同課危機管理室長 大滝 豊君
同課情報管理室長 須貝正人君
財政課長 長谷部俊一君
同課契約検査室長 立花 強君
同課契約検査室副参事 石嶋 聡君
同課財務管理室長 成田大介君
同課財務管理室係長 鍋倉直也君
企画戦略課長 大滝敏文君
同課参事 山田美和子君
同課企画政策室長 忠 康博君
会計管理者会計課長 菅原 明君

消 防 長	田 中 一 栄 君
消 防 本 部 次 長	瀬 賀 誠 君
消 防 本 部 総 務 課 長	遠 山 泰 紀 君
選 管 ・ 監 査 事 務 局 長	木 村 俊 彦 君
荒 川 支 所 長	平 田 智 枝 子 君
神 林 支 所 長	瀬 賀 豪 君
朝 日 支 所 長	岩 沢 深 雪 君
山 北 支 所 長	大 滝 寿 君
教 育 長	遠 藤 友 春 君
学 校 教 育 課 長	小 川 智 也 君
同 課 参 事	今 井 雅 仁 君
同 課 未 来 の 学 校 創 造 室 長	中 山 晴 剛 君
生 涯 学 習 課 長	平 山 祐 子 君
同 課 文 化 行 政 推 進 室 長	吉 井 雅 勇 君

10 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
次 長	鈴 木 渉

(午前10時00分)

委員長(小杉武仁君)開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、請願第2号、請願第3号及び陳情第4号についてそれぞれ請願者及び陳情者の意見を聞くこととしたので、請願の審査後に協議会を開催して陳情を審査し、委員会再開後、審査日程どおり付託議案の審査をすることに異議なく、また、議会申合せにより請願者及び陳情者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長(小杉武仁君)請願者代理人(新潟県教職員組合村上市岩船郡支部 小柳 輝氏)を入室させる。

日程第1 請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題とし、紹介議員(川村敏晴君)から補足説明を受けた後、請願者(新潟県教職員組合村上市岩船郡支部 小柳 輝氏)から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

(補足説明)

川村 敏晴 ご本人おいでになっているので、特に私からはない。

委員長(小杉武仁君)暫時休憩を宣する。

(午前10時04分)

委員長(小杉武仁君)再開を宣する。

(午前10時16分)

(審 査)

小杉委員長　これから審査に入る。初めに、自由討議を行う。自由討議はないか。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、請願第2号については、起立全員にて採択すべものと決定した。

事務 局長　ただいま採択すべきものをご決定いただいたので、請願について最終日に議員発議をしていただく運びとなる。については、本市議会の様式にのっとり成文化したものを準備いたしているので、お帰りの際にご署名のほうをお願いいたします。

委員長（小杉武仁君）暫時休憩を宣する。

(午前10時17分)

委員長（小杉武仁君）再開を宣する。

(午前10時18分)

委員長（小杉武仁君）請願者代理人（むらかみ9条の会副代表 高木伸二氏、同事務局長 相馬襄士氏）を入室させる。

日程第2 請願第3号 平和、いのち、くらしを壊す大軍拡、大增税に反対する請願を議題とし、紹介議員（稲葉久美子君）から補足説明を受けた後、請願者（むらかみ9条の会副代表 高木伸二氏、同事務局長 相馬襄士氏）から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

(補足説明)

稲葉久美子　おはようございます。請願第3号の紹介議員の稲葉だ。どうぞご審議くださるようお願いいたします。私、本会議のほうで補足説明させていただいたので、今日は発言することはない。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（小杉武仁君）暫時休憩を宣する。

(午前10時20分)

委員長（小杉武仁君）再開を宣する。

(午前10時29分)

(審 査)

小杉委員長　これから審査に入る。初めに、自由討議を行う。自由討議はないか。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

上村 正朗

討論させていただきたいと思う。請願者の方からは、自衛隊の存在、それから専守防衛に徹するという考え方は理解すると。自衛隊は大きな役割は果たしているというご理解もあるということで、請願の事項をまず検討すると、昨年末閣議決定された安保3文書というのはやはり専守防衛、それから今までの自衛隊の役割からやっぱり大きく足を私は踏み出すものだというふうに考える。社会保障、福祉に力を入れている私として、一番気になるのがやはりGDP比2%の防衛費の増に踏み込むということで、2027年度までに43兆円だろうか、どこから果たしてそれを生み出していくのか、それが非常に私としては心配である。なので、安保3文書の中身を見ると、専守防衛という面からいっても、1956年、1959年、1972年、1975年、いろんな政府見解をその都度示してきているわけだが、従来の政府見解の立場からもちよっと逸脱していくのではないかなという危惧を持つ。軍事力の拡大は軍事力の拡大を呼び、戦争の準備は相手国の戦争の準備を私は呼ぶと思う。軍事費の拡大は、国民の暮らしを圧迫するということは日本と世界の歴史の教訓であるというふうに思う。今必要なことは、憲法第9条に基づく平和の準備であり、対話と協調に基づく地域の安全保障の体制づくりだということに確信する。以上ご意見申し上げて、本請願への賛成討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

小杉委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたところ賛成討論が1件あり、起立による採決を行った結果、請願第3号については、起立少数にて不採択すべきものと決定した。

委員長(小杉武仁君) 暫時休憩を宣する。

(午前10時32分)

委員長(小杉武仁君) 委員会の再開を宣する。

(午前10時55分)

日程第3

議第74号 村上市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定について、担当課長(総務課長 東海林 豊君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長

おはようございます。それでは、議第74号であるが、村上市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定についてである。本市では、市民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を目的として、新潟県で導入済みの電子申請システム、e-TUMOの共同利用に本年10月から参加して電子申請システムの運用を開始するというので、それに伴う負担金の予算も本年度当初予算で計上いたしたところである。このシステムの運用開始に伴って、法令において書面で行うこととされている行政手続をオンラインでも行うことができるようにするため、本条例を新たに

制定するものである。以上である。

(質 疑)

上村 正朗 10月から行われる電子申請の手続のベースになる条例なのかなと思うのだけれども、ベースになる条例だから、なかなか具体的なイメージが湧かないものだから、反対するわけではないのだけれども、具体的なところをちょっと教えていただければと思うのだけれども、そもそも電子申請でどんな業務、例えば生活保護の申請とか、そういったものも対象になるのか、切りがないと思うので、幾つかで構わないけれども、例えばこういう手続がオンラインになるのだよというのをちょっと具体例でお示しいただければと思うが。

総務 課長 庁内でどこまで広げていくかというところを今検討はしているが、手始めには今確認できているところでは住民票、例えば交付申請がある。交付申請の場合に今、紙で申請するという形になっているが、それが今度は電子で、結局紙に書かなくても申請ができるとか、あと介護保険の手続だとか、例えば私ども総務で、これ最終でできるかどうか分からないけれども、職員の採用試験あるけれども、ああいうものに今は紙で受付をしているわけだが、それを電子で申請をできるようにできないとか、そういういろんな業務に、今紙でやっているもので変えられるものということでこの条例を制定してやっていこうということである。

上村 正朗 そうすると、10月1日のスタートに間に合うものもあるし、間に合わないものもあるということなのかなと思うけれども、第3条にある情報システムの整備計画なんかでその辺あれなのか、この業務を例えばこの時期にというスケジュールみたいな、そういったものも情報システム整備計画の中でも示されるのか。それはまた別の話なのか。

企画戦略課長 企画戦略課参事から答弁いたさせる。

企画戦略課参事 今のここの条例なのだが、整備計画のほうにはちょっと今のを記載する予定というのはないのだけれども、全体的な件数というものを今年の5月に調査いたした。1,058の手続のうち390件についてオンラインが可能というふうに各課の調査で分かっている。このうち件数の多いものとしたして、10月1日から50手続で、今年度末には100件を目指して今準備をしているところだ。

上村 正朗 そうすると、この情報システム整備計画というのは何を載せるというか、定める計画なのだろうか。

総務 課長 情報管理室長から答弁させる。

情報管理室長 システム整備計画については、このような電子システムとかという大きなシステムの整備を示しているものであって、細かい一つ一つの手続等とは示す予定はない。以上だ。

上村 正朗 ありがとうございます。それと、あとオンラインと併せて市の機関の事務の簡素化または合理化、その見直しもするということなのだけれども、この間、市民の方から何人かいただいているのは、例えば生涯学習推進センターとか教育情報センターの5日前申請のルールというのがあって、オンラインでやっても5日前までに申請してくれというシステムなのだ。事前登録した人に対してオンラインで申請するのだけれども、5日前までに申請しないと、その日が空いていても、全然、会議室とかが空いていても借りられないような状況があって、新潟市の総合福祉会館なんかだと事前に登録していると電話で仮予約をして、利用する当日申請しても許可に

なるのだけれども、例えばそういったものも、その見直しの俎上に上がっているのかな。私も経験あるけれども、空いていても5日前に行かないと全然借りられないのだよなというのが何人もの人から聞くので、例えばそういったこともこれに合わせて見直しの対象になっているのかどうなのかお聞かせいただければと思う。

生涯学習課長

具体的に利用日5日前の締切りというところでの見直しは、今回に合わせて見直しをするという予定にはしていない。今生涯学習推進センター、予約システムを導入し、運用しているけれども、その中では委員おっしゃられるように事前に登録番号、IDの取得が必要だということで、予約システムで予約するためには、そのIDの取得が必要になってくるわけなのだけれども、そのためには事前にIDの取得のほうを早めをお願いをし、スムーズにシステム予約ができるようにということで周知を進めているところである。

上村 正朗

今の5日前申請はこの条例と直接関係ないので、関連で話聞いたけれども、非常に私は不合理だと思うので、事前登録の意味が全くないではないかと思うので、考えていただければと思う。例えばあと具体的な例は、聞きたいことはいっぱいあるのだけれども、切りがないので、例えば第11条に情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正というのは、これ大事な、アクセスするのがなかなか難しい市民の方もたくさんいらっしゃるの、その辺の使いこなす能力格差の是正のための措置なのだと思うのだけれども、具体的には例えばこれどういったことを今考えていらっしゃるのだろうか。

情報管理室長

今具体的な格差というのだけれども、まずはデジタルディバイドということでスマートフォンの使い方とか、そういったものを進めていながら、誰でも簡単に電子申請ができるようにというふうに努めていきたいというふうには考えている。

佐藤 重陽

ちょっとばかばかしいことを聞くかもしれないけれども、今国も率先してこういう情報通信を使った手続とか申請とか、いろんなものがこういうほうに移行しているのかなという気はするけれども、最近ふと思うのだけれども、紙が悪者になっているみたいだけれども、紙ベースで悪いのかなという気もするのだけれども、当然併用していくのだろうという、やっていく部分では紙も残しつつ、こういうデジタル、オンライン通信による手続もできるみたいな方向で行くのだよね。

総務 課長

おっしゃるとおりで、今紙でしかできない、紙だと下手すると庁舎の開庁時間しかできないというふうな制限もあるので、それがオンラインになれば、そちらのほうで使う、申請する側の方の幅が広がるということなので、併用ということである。

副 市 長

ご承知かと思うけれども、自治体DXということで職員の労力、そういったものも軽減しながらも、何よりもやっぱり市民の利便性を高めるという意味で今ちょうど市を挙げて取り組んでいる最中である。その一環として、出向かない、あるいは書かないというのも、これ市民サービスの向上につながるものというふうに捉えていて、その一環として今回の条例改正を提案させていただいているものである。詳細については、先ほど企画戦略課の参事も申し上げたけれども、今いろんな業務を、どこまでそれができるのかどうなのかということのを棚卸しをしながら、できるところから始めていくということでもあるし、なかなか電子申請に不慣れな世代の方もいらっしゃる。そういった方々については、いわゆるデジタルディバイド、そういったものに慣れていただくというような講習も併せて進めていこうということであるので、ぜひご理解をいただければありがたいというふうに思う。なお、10月1日から開始するものについては、決まり次第、事前に市民の皆様方にお伝えしていき

ながら、その利用を高めていきたいということである。よろしくお願ひいたす。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第74号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第75号 村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長

議第75号であるが、村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。国では、生活保護法の適用を受ける被保護者がマイナンバーカードを提示して医療機関を受診する際にオンラインでの資格確認を来年の6月10日までの間に開始するという事としてしている。これに伴って、生活保護法に準じて保護を受けている外国人の方についても、マイナンバーカードによって医療機関を受診した場合にオンラインで資格確認が可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるこれ番号法であるが、その規定に基づいてマイナンバーの独自利用という形になるので、本条例の一部について所要の改正を行うというものである。以上だ。

(質 疑)

上村 正朗

具体的にどういった目的で使うのかというのはお聞きしたけれども、マイナンバーカードで医療機関を受診した際の取扱いなのだと思うけれども、例えば別表第2、第4条関係の1の児童福祉法による障害児通所給付費云々のところで、具体的にどういう事務になるのかというのがちょっとよく分からないのだけれども、医療機関の例えば端末で生活保護法に準じて生活保護を受けている外国人の方の情報が見れるようになるというのは分かるのだけれども、それと児童福祉法とか身体障害者福祉法とか地方税法とかのところでも使うようになるわけだね。その辺のそれぞれのところでどういうふうにするのかというのがいまいち、マイナンバーカードで医療機関を受診したときに医療機関で使うというのは、それは分かるのだけれども、それ以外の老人福祉法とか、そういうのがずらっと出ているものだから、それはその関係というか、念のためにみんなこういうときにも、こういうところでも使うのではないのということで、あらかじめ定めているみたいな感じなのだろうか。ちょっとその辺がよく分からないのだけれども。

総務 課長

今委員おっしゃったように、主目的というか、今回はマイナンバーが結局保険証の機能も兼ねているということで、生活保護の方々には保険証自体は持っていないという形になっているわけだが、生活保護法でそもそも規定されている事項というのは、それは日本人の方にみんな適用される。ただ、外国人の方は生活保護法が適用にな

らないので、それに準じて保護を受けている方がマイナンバーカードを持っていても保険証だとか医療に使えないということで、今回条例を改正するということなのだが、申し訳ないのだけれども、個々の事業、これどういう場面で使うかというのは、これ私も福祉部門でないので、細かいところを承知はしていないのだが、よそのこの先の事例があって、これだけの業務が関連してくるということで、私どものほうでも今回の条例改正に当たって必要な部分を全部盛り込んだということなのだが、個々の業務、これはどういう場面かというのは、申し訳ないけれども、ちょっとそこまで私どものほうで説明が今できないのだけれども。

上村 正朗

分かった。説明が、マイナンバーカードを使って医療機関を受診したときの情報の共有みたいな説明だけだったものだから、老人福祉法だとその場面には絶対出てこないよなとは思ったのだが、マイナンバーカードを持って老人福祉法上の手続したときに情報の共有が図られる、だからこういう場合もある、こういう場合もあるということで、前もっているんなものを準備したのかなというふうに勝手に理解したけれども、大体。

総務 課長

一番は日本国籍、日本人の方と外国人の方でサービスの差がないようにということでこの条例改正ができています。マイナンバーカードを使っているいろんなサービスを受けるといって、生活保護法ということで今回はそれに関連した部分、想定されるものを全て、生活保護法に準じて保護を受けている方々がそういう格差というか、サービスを日本人の方と格差がないようにということで、関連する業務を全てここに必要なものを盛りさせていただいたということである。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第75号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5

議第76号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（消防長 田中一栄君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

消 防 長

おはようございます。議第76号は、村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、電気自動車の急速充電設備について火災予防上必要な処置の見直しと、喫煙所における標識の規格等について、村上市火災予防条例の一部を改正するものである。以上だ。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)
(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおおりの審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第76号については、起立全員にて原案のおおりの可決すべきものと決定した。

委員長(小杉武仁君) 議第77号の審査に当たり、理事者に対し参考資料の提出を求めることを諮り、提供を受けることに決定し、事務局に参考資料を配付させる。

委員長(小杉武仁君) 暫時休憩を宣する。
(午前11時16分)

委員長(小杉武仁君) 再開を宣する。
(午前11時18分)

日程第6 議第77号 防災行政無線(同報系)設備更新工事の工事請負契約の締結についてを議題とし、担当課長(総務課長 東海林 豊君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)
総務 課長

それでは、議第77号であるが、防災行政無線(同報系)設備更新工事の工事請負契約の締結についてである。本案は、合併時に統合し、老朽化している防災行政無線の親局設備、中継局設備、再送信子局設備、屋外拡声子局設備の更新と、神林、朝日、山北各地域に設置している告知端末機に代わる防災タブレットを整備するものである。本工事の契約については、現在使用している防災行政無線のメーカーである三菱電機株式会社から事業譲渡を受けた西菱電機株式会社の県内唯一の代理店である藤島無線工業株式会社と10億3,403万7,400円で随意契約により契約しようとするもので、5月24日に仮契約をいたしたものである。工事の概要であるが、本日資料を2種類準備させていただいた。1部については、令和3年12月17日、全員協議会で報告をさせていただいたときの資料、もう一部については、今回工事の補足資料である。本市の防災行政無線設備であるが、親局、中継局などの送信側の設備と、告知端末機、戸別受信機、屋外拡声子局などの受信側の設備で構成をされているが、機器の老朽化が進んでいる。また、告知端末機については、後継の機器の製造は現在されていない。このことから本市では、スマートフォンの普及が進む現状の中で、今回の整備に合わせ、全地域を対象とした防災アプリを導入し、防災情報をスマートフォンへ配信することとしている。ただし、当分の間、村上、荒川地域の戸別受信機による放送は継続するとともに、神林、朝日、山北の3地域については、告知端末機の代わりとして暫定的に防災タブレットを配布することとしている。その上で、今回の工事においては、送信設備のうち親局、中継局の無線設備を入替え更新をいたす。あわせて、更新後の親局の設備には、どこでもスマートフォンで情報を

受けられるよう、設備に連動した防災アプリを開発をいたす。また、既存の再送信子局の5局については入替え等はせず、そのまま使用いたすが、村上、荒川に2局増設をいたして、電波の入りにくい地域の解消を今回図るものである。それと、次に受信側での設備であるが、各地域に247局の屋外子局については、バッテリーのみ入替えを基本的には行い、ただ13局については、スピーカーの交換、入替えや移設をいたす。また、現在、村上、荒川地域については戸別受信機が約1万1,000台、神林、朝日、山北の3地域には戸別受信機約8,000台が設置されているわけであるが、このうち村上、荒川の戸別受信機はそのまま使用し、老朽化している神林、朝日、山北地域の告知端末機は同型の機械は製造されていないということから、このたびの更新で防災アプリが機械に組み込まれている防災タブレットを導入をするものである。防災タブレットは市販の汎用機ではなく、市の防災無線と連動できるようアプリを組み込んだ専用機となっている。今回の整備は、戸別受信機、屋外子局の無線設備、再送信子局の設備など、既設の設備を活用しながらの整備となるものである。これらの既存の設備と今回入れ替える設備は一体のものであって、連動が必要となるものであるが、各社の無線の電波は各メーカーで暗号化されていて、既存設備のメーカーでなければ、連動の実施は不可能である。防災タブレットについても、防災無線設備との連動が必要であって、タブレットにアプリを組み込むための改造であるけれども、これは防災無線のメーカーでなければ実施することができない。現在の防災無線のメーカーは、先ほど申し上げたとおり西菱電機株式会社製であって、同メーカーの機器の調達、動作確認などを実施できる業者は市内にはない。県内でも、藤島無線工業株式会社が1社のみ代理店としてメーカーから指定を受けているものである。このことから、今回契約額が約10億円と非常に大きい額にはなっているが、同業者と一者随契により仮契約をいたしたものである。以上である。

副市長 私のほうからも補足説明ということでお願いしたいと思う。この件に関しては、本定例会の初日に複数の議員の皆様方からいろいろご意見、ご質問もいただいたところである。この件についての入札契約手続運営委員会というのを実は本年の3月30日に開催をしていて、私が委員長であるし、そのほかに課長7名で議論をさせていただいた。担当のほうから今ほど総務課長が申し上げたような理由を説明をした後に、委員からいろいろご意見、質問のあったところである。その内容を一つ一つは申し上げないけれども、議会初日にそれぞれの議員の皆様方からいただいたご意見、ご質問と同様の議論があった。そういった議論を経て、それでもやっぱり一者特命にはなるけれども、ここしかないという非常に複雑で難しい、しかもその機能を、今までの機能を維持しながらも、新しいスマホ対応へできるようにということでの工事ということになるので、大変多額の契約金額にはなるけれども、この業者しかないという結論に達して、本日提案を申し上げているところである。どうぞご理解をいただくようよろしくお願いいたします。

(質 疑)

佐藤 重陽

非常に単純に、私の言うのは単純な話で質問するのだけれども、ここしかないって決めたのは誰が決めたわけ。この1者しかないって。

総務 課長

今ほど副市長からもご説明あったとおり、庁内で入札契約手続運営委員会の中で確認をして、最終的にはこういう手続でいくという方針を決定したということで、最後はもちろん市長の決裁はいただいているけれども、方針はそこで内部では決定を

させていただいたということである。

佐藤 重陽

聞いていると、一方的な業者の話を聞いているので、あれも、だって今防災無線のトップメーカーなんていうのは三菱でもないし、いろいろ開発しているところはまだあるわけだ。そういうところに対しても打診して確認した上で、やっぱりこれになったのだったら分かるけれども、話聞いていると最初からもうその1者しかないような頭になってしまって話が進んでいっているのではないかなど。聞いていると俺もいろいろ考えてみるとおかしいのではないかなど。おかしいというのは、変なことをしているという意味ではないよ。ただ、決める過程として、だって10億円からかかれば、全更新するのもそう変わらないのではない。違う。

総務 課長

これも超概算の話になって申し訳ないのだけれども、今全部の地域の設備を総入替えということになると、30億円近くかかるということで試算されている。今回工事する部分、約10億円ちょっとであるけれども、例えば今の局舎とかを残したとしても、戸別受信機、約1万1,000台あるわけだけれども、それらとか、屋外の拡声子局を、無線ついているけれども、それらを更新するだけでも今の金額のほかに10億円から十二、三億円はかかるのではないかということでの試算がされているので、その中でその機械をまだ使えるので、その部分を生かした中でうちのほうで今更新しなければならぬ設備を今回は更新したということである。総入替えとなると、全然もう経費が変わってくるというものである。

佐藤 重陽

何か理解できるような、できないような。こんな話、いや、実はちょっといろいろ自分なりに調べたのだから大したことは調べられなかったけれども。納得できないのは、そして防災タブレット、専用タブレットだといって8,000台というけれども、スマホにも入ってくるのだから、要するに今さらタブレットなんて要るのかなというのがもう一つ疑問なわけ。何のためにそんなに、必要かどうかのアンケートを取ったらしいけれども、そうしたらあまりにも注文というか、あれが少なく、結局全戸になったみたいだけれども、人によっては邪魔な機械がまた1つ増えるみたいなもので、あるものを幾らでも使えるのでないかという気はしないでもないし、いや、そんなのを選んでやっているのではないから使えないことないよって、機械のことを聞いてみたら言われて、そうすれば新しいのを入れる意味は、いや、ない人にとっては、それは必要かもしれないけれども、だから全戸に入れるような今時代ではないと思うのだけれどもと言うから、もうそうだなというのが1つと、あとやっぱり何となく、藤島でないし、何だっけ・・・

小杉委員長

総務 課長

一問一答なので、今の答弁をお願いします。

先ほど冒頭説明申し上げたとおり、今スマートフォンの普及もどんどんもう進んでいる。将来的には個人のスマホで受けられるようにというのは、私どもも理想をそういう方向を今描いているので、その方向に向かってということなのだが、ただやはり、今現在は告知端末機がある。村上地域、荒川地域には個別の受信機が現在現に設置されている。その中で、高齢者の世帯の方もいらっしゃる中で、全部個人のスマホというわけにはまだ今はならないのだろうということで、暫定的にという言葉をご説明の中で申し上げたけれども、現段階ではやはり必要だろうということで、ただ今の機械というのは告知端末機と同じものはもうないので、今の時代に合ったものということでタブレットを入れることにしたということだし、要らない方にも全部配布する必要がないのではないかという今お話もあつたけれども、私どもは希望されない方については配布する予定はない。なので、調査をして、100%全部今あ

る方々に設置するという事ではないので、要らない方にはもちろん配布をしないということで、必要な方にのみ配布するという事である。

上村 正朗

私も、10億円もの工事を随意契約で、しかも地元の業者が入らない形でやるというのは非常に、もちろん理由があれば、それはやむを得ないわけけれども、10億円の工事だよな、随意契約だよな、しかも市外の業者だよなというところが何とかならないのかなというのが率直なところである。一番気になるのは、やはり西菱電機だったっけ、ではないとできないのかなという、そこが佐藤委員からもあったけれども、ほかの、どこで一者随契決めたのかというのは委員会、市長の決裁でももちろん決まっているわけけれども、これだけ技術が日進月歩なわけだから、他の業者でも私はできるのではないかなという気がして、できるという、その辺あれなのだけれども、他の業者、防災無線の、トップ8者ぐらいあるという話だけれども、その辺他の業者に、村上市のいろんな事情があるわけけれども、それで更新工事ができるかできないかというのは、それは確認はしたのだろうか。

総務 課長

それはもう設計の段階で、設計業者、当然いるので、そこで確認はさせていただいているということである。先ほど確かに委員おっしゃるのも非常に私どもも理解できる。ただ、説明の中で申し上げたとおり、各メーカーの無線の中身というのはやっぱり暗号化されている。これは、逆に言うと、ほかの方が簡単にいじれるようなものだ、それこそ今いろんなよそからの侵入とかいろいろある。そういうのを防ぐ意味でもということの意味もあるのだと思うので、各社がやっぱりそのノウハウというのは公開をしないということで、その部分が全て分からないと完全にそれを連動させるようなことはなかなかそれぞれのやっぱり技術違うので、できないというところがあるので、こういう形でやはりよそでもそういう部分入替えとかになると随契という形を選択していくような形にならざるを得ないというのが実態である。

上村 正朗

今実施設計の段階で他者にも確認したということで、もう一度確認でよろしいだろうか。どこの段階だっただろう。

総務 課長

これは、うちのほうに設計業者がいるので、設計の段階で、もうその部分は私ども確認をしているということである。

上村 正朗

業者というのは、基本設計をやった、更新事業の設計業務委託をやったのは株式会社テレコムC&Cさんだけれども、そこということだろうか。

総務 課長

そのとおりである。

上村 正朗

そうすると、大変しつこくて申し訳ない、一般競争入札が安いという頭がどうしてもあるものだから、10億円、1,000万円でも2,000万円でもやっぱり安いほうが市民の利益になる。当たり前の皆さんと同じあれなので、しつこくて大変申し訳ないのだけれども、テレコムC&Cさんが、何者か分からないけれども、防災行政無線のメーカーに、村上市のこの仕様で更新工事できるかというのを確認して、できないという回答を確認をしたということだろうか。

総務 課長

設計屋さんが各個々に確認したかどうかということではなくて、私ども設計業者にこういう、中身はもちろん向こうが私どもの設備を全部チェックして、今回更新が必要な部分はどこかということで設計を組んでいっているわけけれども、その中で設計業者からは、ほかの業者ではなかなかそこには入れないということでの確認を私どもしたということである。

上村 正朗

そこは、私はもちろん防災行政無線の専門家ではないけれども、日進月歩の時代な

ので、それは分かるという業者さんの話も聞いているので、暗号化されていたって、今の時代なので、それは調査すれば分かるよと。それと、何でそこしかできないというのはどうも私としては納得ができないのだけれども、なかなかそれは水かけ論だけれども、実際できるという業者さんの話も聞いているので、どうもその辺で納得がいかないなというところである。分かった。では、それはそれとして、次のあれで、委員長よろしいか。

小杉委員長
上村 正朗

どうぞ。

タブレット端末8,000台、今のところ概算8,000台で、いろいろ本当にそれが8,000というのがどういう積み重ねなのかというのはまたあるけれども、概算8,000台で、大体私素人考えで考えると4億円から5億円ぐらいかなという感じはするのだけれども、大体概算とかというのは話示していただけるものか。

総務 課長
上村 正朗

タブレットが5億8,700万円ぐらいになると見込んでいる。

5億8,000万円だよ。だから、親局との連動というのもあるのだけれども、やっぱりその5億8,000万円、地元の業者で何とかならないのかなという気持ちは本当にするのだよね。10億4,000万円の半分以上があればいいものね。確かにそれは連動して、性能を落としてでも、地元というわけにはなかなかね、それは両方追求、経済性も機能もあれしないといけないと思うけれども、その辺がそこを分けて発注できなかった。連動が必要だと言われればそれまでなのだけれども、アプリを入れて、それはスマホでも使えるようになるわけなので、専用タブレットにして、親局の業者さんと連動させて、市外の業者さんに頼まなくてはならないというのがどうも納得できないのだけれども、その辺、繰り返しで申し訳ないのだけれども、もうちょっと具体的に。

総務 課長

委員おっしゃる部分、本当にごもつともだと思ふ。我々も副市長が先ほど申し上げたとおり、委員会の中でもやっぱり同じことの思いもあった。いろいろ検討させていただいた。ただ、大きな違いというのは、例えば今回公費で私どもが配布するタブレットというのは、タブレットという名前ではないのだけれども、通常の市販のタブレットももちろんあるけれども、そういうものといろいろとごっちゃになってしまうのだけれども、例えば普通のタブレットであれば、今アプリ、先ほど委員おっしゃったとおり、アプリを入れ込むだけであれば、市内の業者でもいいのではないかとこの部分おっしゃったけれども、アプリを入れるだけということになれば普通のパソコンと、端末と同じ状態になる。ただ、これはそこで例えばほかのインターネットをやったり、動画を見たりとかという普通のパソコンとはやっぱり違うので、緊急時に、今回は電話機能も地元のご要望があつて一部残したけれども、電話をやっている最中でも、緊急情報が入れば、もうそれが緊急情報優先でブーンと音で通知されるとか、ほかのところにはもうアクセスできないような形だとかということで、もうこちらに納品される段階で通常のタブレットというよりも、そういう部分を全部組み込んで、連動されたものを組み込んで改造したものということであるので、なかなかそこをできるのはメーカーしかやっぱりないのだ。今回開発するアプリをそこに入れるという、入れ込んで連動させる機能を持たせてという形の改造をするということであるので、結果的にはやっぱりそういう形で、委員おっしゃることも十分理解できるのだけれども、そういう形になったということなのである。過去には市外の業者さんと、市外の業者と市内の業者でJV組んで一般競争やった経過もあると思うのだけれども、例えばJV組んで、本当にしつこいようだけれど

上村 正朗

も、5億何千万円のうちの何割かでも、全体の10億何千万円のうちの何割かでもやっぱり地元業者にそれをやってもらって、地域で循環させたいという、それは強い思いがあるわけなので、JVで組んで何かその辺の役割分担、業務分担をやりながらやるということにはできないわけなのか。やっぱりそれはどうしてもメーカーが全部やらないと駄目なのだろうか。その辺は発注元がそういう指示をするわけにはいかないのだろうか。

総務 課長

先ほど佐藤委員からお話があって、全体をでは入れ替えたらというお話あった。そういうときに全部整備するようなどきであれば、例えば局舎の整備だったり、今回の屋外子局の電柱とかあるけれども、そういうものの設置の工事とかもいろいろあれば、地元でできる部分もあるので、JVということもあるのだけれども、JVも私どもも当然検討はしたのだけれども、今回のものというのは、ここに説明にも上げさせてもらったけれども、設備のもう更新ということになると、機器の製作と設置ということになると、なかなか地元の方がそこに入れる部分というのが出てこないということで、その部分はやっぱりちょっと難しいなということで、初日にもちょっと申し上げたけれども、今回タブレットが改造されたものが出来上がってくる。これを各家庭にこれから、今年度ではないけれども、配布していくわけだが、配布するときには例えばWi-Fiの設定をできない人とかもいらっしゃるの、地元の集落での配布だとか、各家庭への設置、これについては地元の方にはやっぱりお願いしようということで、それは別工事で今発注を予定しているということであって、そこで切り分けをさせていただいたということである。

上村 正朗

それでは、タブレット端末のほうの話をさせていただきたいと思うのだけれども、8,000台、これ概数だと思うけれども、8,000台のランニングコストというのはどのようになっているのだろうか。

危機管理室長

タブレットに携帯電話の電話回線を受けるSIMというのを入れ込みます。その通信費が年度当初は2,600万円ほど年間かかる予定である。

上村 正朗

それは初期費用2,600万円で、ランニングコストとしては、市が負担するものとしてはかからないのだろうか。

危機管理室長

今回の工事、年間2,600万円、期間1年間ばっちり使うわけではないので、その後年間4,000万円ほど通信費を見ている。

上村 正朗

基本的な話で申し訳ないのだけれども、タブレット端末、買取りかリースかという話なのだけれども、リースというのは、これはどうなのだろうか。

総務 課長

今回は、本会議のときもご質問があって、答えさせていただいたけれども、緊急防災減災事業債ということで、有利な起債を活用してやるということで、今回は買取りである。

上村 正朗

8,000台で5億8,000万円。ランニングコスト的にも初期費用2,600万円。あと、年間で4,000万円か、かかるよという話なのだけれども、8,000台の根拠として、申請やっぱり多いなというのがかなり全世帯に配布、結果としてなっているのかなという気はするのだけれど、世帯配布率みたいなのはどのくらいになるのだろうか。

総務 課長

当然これ機械であるので、そこに予備の機械も見ている。また、あと世帯だけではなくて事業所、それから公共施設あるので、そちらのほう、それから各地域の集落の公民館、それからそのほかには区長さんが集落放送を流すための区長さん用のタブレットもここに含まれている。それらを入れていって、今回の約8,000台ということで算出したものである。希望は、昨年12月に希望調査というか、要らない方、最

初7月の段階に調査をやったのだが、なかなか書類を、希望する人といってもなかなか出してこない方がいらっちゃって、出し忘れとかいろいろあるものだから、逆にもう一回区長さん方にも説明をして、要らない方を逆に申し出て下さいということで調査をしたら、平均で3地区で約86%の方々からは必要ということでしたということである。

佐藤 重陽 こうやって議案として出てきてしまってからあれなのだけれども、どこか緻密で、どこか大ざっぱみたいな気はするのだけれども、私の中の気持ちの結論でいくと、でもやっぱりこれ最初の始まりは何とかテレコムだけに依頼して始まったわけではないか。設計委託というのだから、設計委託して始まったわけなので、皆さんの言っていることと同じことしか返ってこないのかもしれないけれども、その設計業者の話の聞かせてもらいたい。設計屋さんの差配で何とでもなりそうな雰囲気になりに取れてしまうので、だから委員会の中の継続審査で設計業者の話の聞いたりなんていうことができないものかどうか。

小杉委員長 私のほうから。今の現状では難しいと思っている。

佐藤 重陽 今の現状では難しいというのはどういうこと。

小杉委員長 委員会を止めて、業者をこれから呼んで事情を聴取するというのは難しいと思います。

佐藤 重陽 いや、それはそのとおりで、今連絡して今来いなんて言われなから、そうすれば当然継続審査にしてもらえないのだけれども、やっぱりそんなことも考えたほうが、何かこれすっきりしないような、間違うとすっきりしないでもやもやするような気がするので、今の状態で採決に臨むよりは設計業者の話も聞いた上でというのが一番ベターなのかなという気がしないでもないで今言ったのだけれども、それは委員会の進め方なので、皆さんの考え方なので、何とも言えないけれども。

上村 正朗 私が一番気になるのは、思いとしてはきちんとした機能を持った行政防災無線のシステムをより安く、経済性をきちんと確保した上で入れるという点では同じだと思っただけだけれども、やはり三菱電機以外の業者では本当にできないのか、それが私が聞いている情報とはやっぱり残念ながらちょっと違うので、今の時代だから、それは対応できる業者さん多いのだよという情報を私は得ているというか、そういう理解しているものだから、どうしてもここ一者随契でやらなくてはいけないというところがどうもやっぱり納得がいけない。トップ8者のところから全部それは、いや、うちでは対応できないという回答が来て、その回答書を見させてもらえば、なるほど、これはできないのだよということになるのだけれども、いやそうでもないよ、そういう時代だよという話は聞いているので、どうも今のまんま進めるというのが、私としては採決に応じるというのはちょっとなかなか難しいのかな、そこをしっかりとやっぱり明確にさせていただければなと思うけれども、そんな感じだ。

小杉委員長 答弁をお願いします。

総務 課長 先ほどご答弁したとおりであるので、それ以上のものはないのでということである。
鈴木いせ子 私も今ここで聞いていて、いろんな考えはあったのかなとは思いますが、市のほうもそれを十分に検査して、そしてこのところまで来たのだと思うので、また元に戻すなんていうことはちょっと不可能だと思うので、私はこのまま賛成していきたいと思う。

小杉委員長 質疑をお願いします。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小杉委員長 では、私から。タブレットの導入に関しては、まあまあ今の現状では入替えする同等機器が難しいということで理解をしている。ただ、アプリ、この開発のほうも今回の工事の中で入っているけれども、防災タブレット今回導入に当たって、このアプリを開発した後、今後例えば個々のスマートフォンであったりするものもこのアプリが使えるようになっていくのだろうか、将来的に。この防災タブレットのみしか使えないアプリなのかお願いいたす。

総務 課長 すみません。ちょっとそこを説明したつもりだったが、防災タブレットはそういう専用機になる。あと個々の例えばスマートフォン、タブレット、パソコンでもいいのだが、それは今3地域だけではなくて、村上、荒川を含めた村上市内全域、あるいは場合によっては例えば自分の両親が村上のどこかに住んでおられると。1人で住んでいるので、その例えば防災情報を知りたいということであれば、その方がそのアプリを自分のスマートフォンに導入すれば情報を、自動でぼおんと鳴るようなものではないのだけれども、情報は得ることができるということで、それはこの工事が終われば、すぐに村上市内も含めてなるようになるというものである。

小杉委員長 そうすると、将来的にはこの防災行政無線がタブレット化、DX化していくことによって、スマートフォンを持っていれば全ての防災情報がそれぞれの皆さんの手元に入っていく方向に移行していくという考えでよろしいのだろうか。確認だ。

総務 課長 おっしゃるとおりそういう方向に、この後のまた技術がどういうふうになっていくかは分からないけれども、今の状態、こういう状況がもし続いて、どんどん皆さんにスマートフォンが全部行き渡るとい時代になると思うので、これはほかのDXと同じであるが、防災情報も屋外の拡声器は、これは発信はすると。ただ、今度、今は世帯で受けているような形になるが、個人個人が受けられるようになるというふうに変わっていくと思っている。

小杉委員長 タブレットの機能的なものだけれども、スマートフォンに関しても電池の寿命がある。このタブレットの耐用年数、想定で結構だけれども、何年ぐらいを見込んでいるか。

総務 課長 今耐用年数と設定されているのが7年ということで設定はされている。

小杉委員長 この防災タブレット、県内の導入事例あればご紹介いただきたいのだけれども。
総務 課長 防災タブレットそのものというのがまだどちらかという今だんだん技術ができてきて、これから普及していくというものである。ただ、県内では加茂市さんが高齢者の世帯だけに限定して、あそこはうちみたいには戸別の受信機はないということだったらしいのだが、高齢者世帯に限ってということで、同じようなタブレットを入れられたということはお聞きしている。

小杉委員長 分かった。ほかにある方。

高田 晃 お昼になって申し訳ないのだが、私からも1点、この案件を見たときに、やっぱり10億円の随契ということで、誰しもちょうとううんと首かしげるところがあるのだが、今総務課長、あるいは副市長からもいろいろ過去の今までの経過、そしてこの事案の特殊性というか、企業間での問題もあるし、なかなか途中で全部切替えではなくて、一部切替えということなので、やっぱりなかなか随契せざるを得ないような状況だったのかなど。ましてや入札契約手続運営委員会で再三審議して出された結果なので、これはこれとして私理解をしたが、今委員長からもタブレットの話があったが、前に私この委員会でも1回聞いたのだが、ちょっと普通のタブレットというイメージでなくて、これのいわゆる防災無線に特化したようなものだというこ

とで、ちょっと私もイメージはつかないのだが、先ほど来デジタルディバイドの関係でやっぱり高齢者の人たち、スマホも持っていない、電子機器に精通していない方々がこれをもらったときにうまく活用して、利用して効果が出てくれるのかなというふうなちょっと心配があるのだが、その辺は総務課長、どんなものか。

総務 課長

今私ども配布しようとしているものについては、汎用機でないので、どちらかというところ、今タブレット、タブレットというふうに申し上げているけれども、戸別受信機、要は防災の放送の受信機というようなイメージになると思う。それで、ほかのところを例えば高齢者の方がいろいろいじって何かをするというような機能というのは、逆にそういうふうになって変になったりしないようなものをもう制限をかけるような形で設定もみんなされているので、一般のインターネットもなので、通常普通の個人のタブレットとかパソコンのようにつなぐというようなこともできないように設定がされるので、混乱することはないのかなと思っている。いじらない人はずっと置きっ放しで放送が流れてくるようなイメージになると思う。

高田 晃

そうすると、従来の各朝日地区以外にもあったようなものと、電話機能も同じなので、そういうものだということに理解していいのだね、では。

総務 課長

告知端末機の入替えなので、それと同じようなものと。ただ、画面にテレビ電話ができたのだけれども、そういうのはないのだけれども、普通の電話になるけれども、その辺がちょっと変わるが、ほぼ同じものと考えていただいてもよろしいかなと思う。

副 市 長

私からもお願いいたす。私神林地域に住んでいる。合併前からいわゆる告知端末、有線放送があった時代もあった。神林、朝日、山北、この3地区については、合併前から防災行政無線、もちろん防災情報を優先的に発信するというものの目的には変わらないのだけれども、地域によってはコミュニケーションツールとしてそれで通話をしたり、あるいは集落ごとの例えば集会のお知らせとか、そういった使い方をずっと長年してきた。なので、先ほど私最初申し上げたように、将来はスマホで全部の情報が受け取れるという状態にはなるのだけれども、それまでの間これまで情報端末機に使い慣れた、特に高齢者の皆様方が不便を感じないように今回この機器を、今までと同様のような使い方でもできる、そしてまた新たにスマホ機能にも慣れていけるような、そんな思いを持ちながら、今回の機械の入替え工事をお願いしたい、提案したいという、そういう趣旨もある。なので、全く新しいものを入れ替えるとするならばいろんな業者もあるのだろうけれども、これまで取り組んできたこれを大きく変えることなく、機能をさらに充実させながら、将来スマホへの転換に移行していくということを考えれば、やはりこの業者をお願いするしかないだろうということの提案であるので、同じような答弁になるけれども、ご理解をいただければありがたいと思う。よろしく願います。

上村 正朗

2つほど細かい話、細かくもないのだけれども、予定価格が9億5,111万4,000円なのだが、予定価格の算出方法というのは、設計頼んだ業者さんが算出したのだろうか。積算はどういうふうな形で。

総務 課長

設計頼んでいるわけだから、出てきた設計に基づいて市のほうで設定をしたということである。

上村 正朗

了解だ。もう一つなのだけれども、平成26年度にデジタルの屋外子局更新工事が発注されて、これは市内業者に発注されているようなのだけれども、今回の中継局とか拡声子局の更新の部分だけは例えば市内業者が施工可能だとか、そういう判断はなかったのだろうか。平成26年度と全然別の工事であればあれなのだけれども、似

たような屋外子局更新工事、平成26年度に市内業者がやっているようなので、それと同じようなものとして一般競争入札、その部分だけでも、似たような部分だけでもできるということはなかったのか、ちょっと確認してください。

総務 課長

屋外拡声子局の部分ということでよろしいのだろうか。その部分、今日の説明も、資料にもあるけれども、屋外子局については、247局全てについてバッテリーが劣化しているということで、そのバッテリーを今回交換するということである。交換した後に、当然それが正常に動くかどうかという確認もその場で必要になるので、その部分についてはやっぱり機械のほうをいじれないと駄目だということであるし、あと13局については本当のスピーカーの交換とか、あとは要らないものを撤去したりということではあるが、金額が非常に小さいということで、この一体の中で全てを行うということで、その部分はここに含めさせていただいたということである。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

上村 正朗

自由討議のほうなのか討論なのかあれなのだけれども、やはりどうしても10億4,000万円という巨額な随契というところに私は気になる。随契の業者、相手の業者しかできない工事なのかということにもやはり私は疑問が残るので、この議案については反対ということにさせていただきたいと思うので、よろしく願います。

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたところ反対討論が1件あり、起立による採決を行った結果、議第77号は可否同数となり、委員長は可決と裁決。よって、原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（小杉武仁君）暫時休憩を宣する。

(午後 0時10分)

委員長（小杉武仁君）再開を宣する。

(午後 1時17分)

日程第7

議第78号 村上市消防本部庁舎高圧受変電設備及び非常用発動発電設備更新整備工事の工事請負契約の締結についてを議題とし、担当課長（消防長 田中一栄君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

消 防 長

議第78号は、村上市消防本部庁舎高圧受変電設備及び非常用発動発電設備更新整備工事の工事請負契約の締結についてである。本工事については、消防本部庁舎の災害拠点としての機能強化と平成9年に設置の高圧受変電設備及び非常用発動発電設備を更新する工事で、浸水対策のため設備を庁舎の屋上に設置するとともに、非常用発動発電設備の稼働時間を現在の6時間から34時間となるよう改修するものである。以上だ。

(質 疑)

山田 勉 入札の関係で、今4者が入札しているのだけれども、長谷川電気工業所と、それから旭電工さんが失格ってなっているけれども、落札は吉村電工がなっているけれども、失格のやっぱり理由はそれに届いていなかったのかな。内容的に教えてください。

財政 課長 今ほどの失格の理由ということだが、ちょうど本日の議案の資料1のところに記載をしている。入札公表兼結果調書のそれぞれの業者さんの欄の備考欄を御覧いただきたいと思うが、今回1億円以上の工事ということで、低入札価格調査制度を採用している。そちらの実施要領第6条第1項の失格判断基準に該当したということで、今回の工事については、予定価格もそうなのだが、調査基準価格、それから失格判断基準価格というものを設けている。今回はその失格判断基準価格未満の入札価格であったため失格ということである。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第78号については、起立全員にて原案のおり可決すべきものと決定した。

○以上のおり本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（小杉武仁君）閉会を宣する。

（午後 1時21分）